

## 高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正 に関する検討会及び小規模店舗WGの設置について

### <検討会の設置趣旨>

- 前回の平成28年度「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準<sup>※1</sup>（以下、「ガイドライン」という。）」の改正から約2年半以上経過したことから、障害者団体等からの要望を踏まえ、必要な見直しを行う。

#### ※1：建築設計標準とは

すべての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして定めたものである。

建築設計標準では、高齢者、障害者等からのニーズを踏まえた設計の基本思想や、設計を進める上での実務上の主要なポイント、建築物移動等円滑化基準を実際の設計に反映する際に考慮すべき内容、建築物のバリアフリーの標準的な内容を、図表や設計例を交えて解説することとしている。加えて、高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者のニーズに応えるため、施設の实情に応じて設計時に考慮することが望ましい留意点を掲載している。

- このため、学識経験者、高齢者・障害者団体、事業者団体等から構成される「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会（以下、「検討会」という。）」を設置し、ガイドラインについて改正すべき内容の検討を行う。

#### 【現時点で想定される主な改正事項（案）】

- ① 高齢者、障害者等の利用に配慮した小規模店舗の設計等に関する考え方・留意点の追加
- ② 重度の障害、介助者等に配慮した建築物の設計等に関する考え方・留意点の充実
- ③ 建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加  
(近年竣工した、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設等)

## <構成メンバー>

### ○ 構成員

学識経験者、高齢者・障害者団体、事業者団体、建築関係団体、地方公共団体、関係省庁等<sup>※2</sup>

※2:オブザーバーとして参加（内閣官房オリパラ事務局、総務省、文部科学省、金融庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、中小企業庁、国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省総合政策局、観光庁等）

尚、前述の改正事項（案）の①の項目については、検討会の下に「小規模店舗WG」を設置して、小規模店舗のバリアフリー設計等に関するガイドラインの改正に向けて集中的に議論します。

### ○ 事務局

国土交通省住宅局建築指導課

（株）市浦ハウジング&プランニング

（一財）国土技術研究センター